

第11次広島県交通安全計画の策定について

〔令和2年12月14日〕
〔県民活動課〕

1 要 旨

この度、国の「第11次交通安全基本計画」の中間案が示されたことから、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める「第11次広島県交通安全計画」の策定作業を開始する。

2 第11次県計画の概要

(1) 性 格：交通安全対策基本法に定められた県計画

(2) 策定主体：知事を会長とする「広島県交通安全対策会議」

構成員：国の指定地方行政機関，県，県警，県教委，市町，消防，JR，ネクスコの17機関

(3) 計画期間：令和3年度～令和7年度の5年間

(4) 目標設定：国の計画及び「第10次広島県交通安全計画」の取組を踏まえて決定

○ 国の計画（中間案）

重傷者が発生する事故防止への取組が、死者数の減少にもつながることから、新たに「重傷者」に関する目標値を設定

○ 「第10次県計画」の取組状況

区 分	目 標	R元年実績	達成状況
交通事故死者数	令和2年までに75人以下	75人	達成
高齢者死者数	令和2年までに35人以下	46人	未達成
交通事故発生件数	令和2年までに8,000件以下	6,257件	達成

(5) 策定スケジュール

区 分	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
【国】交通安全基本計画	●中間案発表・パブコメ ●計画案発表 ●計画決定								
【県】交通安全計画			●素案審議 ●素案決定		●パブコメ	●計画案審議		●計画決定	
生活福祉保健委員会への報告	◎策定開始						◎素案		◎計画決定

※「第11次県計画」が策定されるまでは、現計画により施策を推進することを広島県交通安全対策会議において決定する。

【参考】国の「第11次交通安全基本計画」（中間案）のポイント

- 人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- 高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保し、「人優先」の交通安全思想を基本に、あらゆる施策を推進する。
- 高齢歩行者の交通事故や高齢運転者による交通事故は喫緊の課題であり、高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築を目指す。